

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年8月13日～2020年8月19日)

令和2年(2020年)8月21日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 国会議員等の給与引き上げに関する法案をめぐる動き シュモフスキ保健大臣の辞任 チャプトヴィチ外相の辞任 モラヴィエツキ首相による新外相及び新保健大臣の指名 ドゥダ大統領とエストニア、ラトビア及びリトアニア大統領によるベラルーシ情勢に関する共同声明の発出及びビデオ会議の実施 ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領の電話会談 モラヴィエツキ首相による「ベラルーシとの連帯」プログラムの発表 チャプトヴィチ外相のEU外務理事会非公式ビデオ会合への出席 チャプトヴィチ外相とアブダラー・アラブ首長国連邦外相の会談 ポンペオ米 국무長官のポーランド訪問 チャプトヴィチ外相とチハノフスキ・ベラルーシ大統領候補との電話会談 ドゥダ大統領とスルテンベルグNATO事務総長との電話会談 モラヴィエツキ首相の欧州理事会特別会合への出席 チャプトヴィチ外相とアル・トワイジリ・サウジアラビア王宮府顧問との会談 チャプトヴィチ外相とアルバニア首相、スロバキア外相、スウェーデン外相との電話会談								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先 大使館領事部 電話 26965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 国境警備隊が違法入国者を逮捕 ヘリコプターがビスワ川に墜落 ドゥダ大統領がTikTokの利用を停止 警察がランサムウェア型サイバー攻撃について注意喚起								
経済 中小企業向け支援の拡充 付加価値税(VAT)法の改正案 2020年第2四半期のGDP成長率 7月の物価動向 2020年上半期の貿易収支 ポーランド雇用情勢 5Gに係る T-Mobile の動向 5Gに係るHuaweiの動向 太陽光発電投資動向 電気自動車関連動向 電力消費関連動向 ポーランド電気事業協会(PKEE)の洋上風力に関する見解 ポーランド経済研究所(PIE)によるポーランド気候中立の見通し								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
---	--

政 治

内 政

国会議員等の給与引き上げに関する法案をめぐる動き【14日、17日】

14日、下院は、国会議員の給与引き上げに関する法案の審議及び投票を行い、与党及び大部分の野党議員の支持を受け、賛成386票、反対33票、棄権15票で同法案を可決し、上院に送付した。同法案は、国会議員及び閣僚の給与算定の基準を、現在の各省次官の給与水準から最高裁判所判事の給与水準に変更することを定めており、国会議員の給与は58%増、閣僚の給与は78%増となる。

17日、「市民連立」(KO)のブツカ党首は記者会見を開き、国民の声が最重要であり、下院での法案審議にあたり熟慮が欠けていたと述べ、上院に同法案の否決を求めた。同日、上院で同法案の審議及び投票が実施され、同法案の否決への賛成が48票、反対が45票となり、法案は下院に差し戻された。

シュモフスキ保健大臣の辞任【18日】

18日、シュモフスキ保健大臣は記者会見を開き、辞任を表明した。同大臣は、辞任後も下院議員として政治活動に携わりつつ、心臓外科医としての臨床業務に復帰するとしている。同大臣は、辞任に関する協議は数か月前から行われており、新型コロナウイルス感染症が発生したため、責任を果たすために半年間延長して大臣職を遂行したと述べた。同日、モラヴィエツキ首相は記者団に対し、後任の保健大臣は今週末までに発表されると発言した。17日には、同

大臣と共に新型コロナウイルス感染症対策にあたったチェシンスキ保健副大臣が辞任を表明しており、保健省高官が続けて交代することとなる。

チャプトヴィチ外相の辞任【20日】

20日、外務省はチャプトヴィチ外相が辞任を表明したと発表し、ドヴォルチク首相府長官は、モラヴィエツキ首相による辞表の受理を明らかにした。同外相は、7月のジェチポスポリタ紙のインタビューにて、大統領選挙後に外相職を退任する意向を示しており、9月下旬又は10月上旬に予定される内閣改造での交代が見込まれていた。

モラヴィエツキ首相による新外相及び新保健大臣の指名【20日】

20日、モラヴィエツキ首相は、記者会見を開き、辞任したチャプトヴィチ外相及びシュモフスキ保健大臣の後任として、新外相にラウ下院外務委員会委員長、新保健大臣にニエジェルスキ国民健康基金(NFZ)長官を指名した。ラウ新外相は、2015年～2019年にウツキエ県地方長官を務めた後、2019年の議会選挙で下院議員に当選し、現在は下院外務委員会委員長を務めている。ニエジェルスキ新保健大臣は、財務省、最高監査院、法務省、社会保険庁で勤務の後、2018年に国民健康基金(NFZ)副長官に就任し、2019年よりNFZ長官を務めている。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とエストニア、ラトビア及びリトアニア大統領によるベラルーシ情勢に関する共同声明の発出及びビデオ会議の実施【13日及び17日】

13日、ドゥダ大統領は、カリユライド・エストニア大統領、レヴィッツ・ラトビア大統領及びナウセーダ・リトアニア大統領と共に、ベラルーシ大統領選挙後の情勢に関する共同声明を発出した。同声明では、ベラルーシ当局に対し、市民に対する暴力を停止すること、表現の自由や報道の自由を含む基本的自由を尊重すること、拘束された抗議運動の参加者を即時に解放すること等を要請している。また、同声明は、真の国民的対話のための政府と市民の代表者からなるラウンド・テーブルの開催を提案するとともに、事態の平和的解決とベラルーシの主権と独立を強化するために、ベラルーシ政府と市民社会を仲介する用意があると表明している。

17日、ドゥダ大統領は、カリユライド・エストニア大統領、レヴィッツ・ラトビア大統領及びナウセーダ・リトアニア大統領とビデオ会議形式で会談し、ベラルーシ情勢に関する4か国の共通の立場について確認した。4大統領は、ベラルーシ大統領選挙を再実施することについての明確な支持を確認するとともに、ベラルーシに対し民主主義的な選挙の原則に基づく選挙を行い、そのプロセスの監視を国際監視団に認めることを強く求めた。また、4大統領は、考え得る制裁を議論するため欧州理事会をできるだけ早期に実施するべきとの認識で一致した。

ドゥダ大統領とシュタインマイヤー独大統領の電話会談【14日】

14日、ドゥダ大統領は、シュタインマイヤー独大統領と電話会談を行い、ベラルーシ情勢について議論

した。両大統領は、同日のEU外務理事会非公式ビデオ会合を前に、EUがベラルーシ問題の解決への関与について明確な声明を発出することが必要であるとの認識で一致した。シュタインマイヤー独大統領は、ベラルーシ当局に対するポーランドとバルト三国大統領による共同声明及びドゥダ大統領による国連人権理事会への要請について言及しつつ、欧州安全保障協力機構(OSCE)において問題を議論することについて提案した。また、両大統領は、ベラルーシ情勢の解決の基礎は国内対話であり、ベラルーシの将来は、ベラルーシ国民の手の中にあるべきであり、国際社会はそれを支援することができるのみであるとの考えで一致した。

モラヴィエツキ首相による「ベラルーシとの連帯」プログラムの発表【14日】

14日、モラヴィエツキ首相は、ベラルーシの市民社会及びメディアへの支援策として、安全保障、開放、連帯の三本柱からなる「ベラルーシとの連帯」プログラムを発表した。同プログラムは、ベラルーシ政府による抑圧の犠牲者とその家族の支援(治療やリハビリ、罰金の費用の補填等)、ポーランド・ベラルーシ国境の容易な通過(査証発給数の増加、査証料免除、特別な場合における必要書類の提出免除及び雇用市場へのアクセス促進等)、学生・研究者及び非政府組織・市民社会への支援(奨学金及び補助金の活用等)、独立したメディア及びジャーナリストに対する支援等を含み、合計5,000万ズロチが割り当てられる予定である。

チャプトヴィチ外相のEU外務理事会非公式ビデオ会合への出席【14日】

14日、チャプトヴィチ外相は、EU外務理事会非公式ビデオ会合に出席し、東地中海及びベラルーシ大統領選挙後の情勢等について議論した。

東地中海に関しては、トルコによるギリシャの大陸棚及びキプロスの排他的経済水域(EEZ)での採掘の発表について議論された。この問題について、同外相は、ギリシャ及びキプロスとの連帯を表明するとともに、安全保障等においてEUの重要なパートナーであるトルコとEUとの間の問題は、対話を通じて解決されるべきであると強調した。

ベラルーシ情勢に関して、同外相は、平和的な抗議運動参加者に対する援助はEUのプライオリティでなければならないと述べ、ベラルーシの安定はEU全体の利益となることから、EUは、ベラルーシ当局と国民の間の対話の開始のための包括的な提案を行わなければならないと強調した。また、同会合では、不正選挙と平和的に抗議する市民に対する不当な武力行使について責任ある個人に対する制裁を課す手続を開始することについても議論された。チャプトヴィチ外相は、モラヴィエツキ首相が表明したベラルーシの市民社会に対する「ベラルーシとの連帯」プ

ログラムを紹介するとともに、EUに対しても同様の支援とベラルーシ当局と市民社会の間の仲介を求めた。

チャプトヴィチ外相とアブダッラー・アラブ首長国連邦外相の会談【14日】

14日、チャプトヴィチ外相は、アブダッラー・アラブ首長国連邦(UAE)外務・国際協力大臣と電話会談を行った。アブダッラー外相は、イスラエルとの国交正常化の理由について説明し、UAEにとってのプライオリティは、イスラエルによるパレスチナ西岸地区の併合計画の履行停止及び二国家解決の議論への回帰であると述べた。チャプトヴィチ外相は、UAEとイスラエルの国交正常化の支持を表明するとともに、イスラエルの併合計画停止の決定を歓迎し、中東和平プロセスの行き詰まりを含む主要な問題を克服するためには、地域協力の発展が必要であると指摘した。また、同外相は、ポーランドとしては、真の和平は両者の自由意志に基づく同意によってのみ達成されるとの一貫した立場であることを強調し、EUの一員及び中東和平のためのワルシャワ・プロセスの共同創設者でありかつ国際社会の責任ある一員として、イスラエル・パレスチナ間の対話を支援する用意がある、と述べた。

ポンペオ米國務長官のポーランド訪問【15日】

15日、ポンペオ米國務長官は、ワルシャワを訪問し、ブワシュチャク国防相との間で強化防衛協力合意(EDCA)に署名したほか、ドゥダ大統領、モラヴィエツキ首相、チャプトヴィチ外相と会談を行った。また、同日は、1920年にポーランドがボリシェビキの侵攻に対して勝利したワルシャワの戦い100周年記念日であり、同長官は、ピウスツキ広場で行われた記念式典及び衛兵交代式にトランプ米大統領の代理として出席した。

同長官は、ドゥダ大統領との会談において、ベラルーシ情勢について議論をしたほか、モラヴィエツキ首相との会談では、安全保障、ノルド・ストリーム2、5Gネットワーク、ベラルーシ情勢、民生用原子力技術協力等について議論した。また、チャプトヴィチ外相との会談では、安全保障、民生用原子力技術や次世代の通信ネットワークでの二国間協力、三海域イニシアティブ、ワルシャワ・プロセス、宗教及び信念のための同盟における協力強化、ベラルーシ情勢等について議論した。

チャプトヴィチ外相とチハノフスキ・ベラルーシ大統領候補との電話会談【17日】

17日、チャプトヴィチ外相は、チハノフスカヤ・ベラルーシ大統領候補と電話で会談し、ベラルーシの将来は市民の手の中にあると述べた。同外相は、体制移行期のポーランドの経験に言及しつつ、ベラルーシの国内対話への支援を表明するとともに、チ

ハノフスカヤ候補による政権移行評議会の設立は、そのような対話への良いステップとなったと評価した。チハノフスカヤ候補は、ポーランド及びEUのベラルーシ国民に対する支援に対して感謝の意を述べた。

ドゥダ大統領とストルテンベルグNATO事務総長との電話会談【18日】

18日、ドゥダ大統領は、ストルテンベルグNATO事務総長と電話で会談し、ベラルーシ情勢と安全保障及び米国の欧州における軍事的関与の拡大について議論した。ドゥダ大統領は、ベラルーシ情勢について状況を説明し、ポーランド及びバルト三国のイニシアティブについて強調した。両者は、ベラルーシ国民は、現在の政治・経済的及び政治的状況から、自ら道を切り拓くべかなければならず、ベラルーシ政府は、国民の意に反して他国の介入に訴えるべきではないとの認識で一致した。また、同事務総長は、NATO東方の安全保障情勢について引き続き注視していくと述べた。

両者は、15日に署名されたポーランド・米国間の強化防衛協力合意(EDCA)についても議論し、同合意は、NATO東方の同盟軍のプレゼンスの更なる強化及び欧州の安全保障への米国の関与の維持に向けた重要なステップであるとの認識で一致した。この文脈において、ドゥダ大統領は、ポーランドにおける米軍プレゼンスの拡大は、トランプ米大統領による在独米軍削減とは独立した決定であり、両者には関連がないと強調した。

モラヴィエツキ首相の欧州理事会特別会合への出席【19日】

19日、モラヴィエツキ首相は、欧州理事会特別ビデオ会合に出席し、ベラルーシ情勢について議論した。同首相は、ベラルーシ危機の平和的解決のためには、EUによる強力な政治的支援が必要であると強調し、EU機関から専門的な支援を得て、欧州安全保障協力機構(OSCE)ミッションを派遣することを提案した。また、同首相は、EUには近隣国であるベラルーシを仲介する責任があると強調し、拘束された反対派の代表や亡命した活動家を含む様々なコミュニティのリーダーから構成される反対派と政府間

の対話を開始するためにEUによる支援の必要性を訴えた。

チャプトヴィチ外相とアル・トワイジリ・サウジアラビア王宮府顧問との会談【19日】

19日、チャプトヴィチ外相は、アル・トワイジリ・サウジアラビア王宮府顧問(経済・国際担当)と会談し、二国間関係の現状と展望及びG20議長国としてのサウジアラビアとの協力について議論した。同外相は、2020年はポーランド・サウジアラビアの外交関係樹立25周年にあたる特別な年であることに言及し、ペルシャ湾地域及び中東における戦略的に重要なパートナーであるサウジアラビアと政治レベルでの関係発展について喜ばしく思う、と述べた。また、両者は、サウジアラビア議長国下のG20ワーキンググループにポーランドの専門家の参加が可能となったことについて満足の意を示した。両国の経済関係については、交通及び食糧安全保障分野における協力等について議論した。また、同外相は、ワルシャワ・プロセスにおけるサウジアラビアの積極的な関与に謝意を表明した。

チャプトヴィチ外相とアルバニア首相、スロバキア外相、スウェーデン外相との電話会談【19日】

19日、チャプトヴィチ外相は、OSCE(欧州安全保障協力機構)トロイカ(OSCEの前議長、現議長及び次期議長)であるラマ・アルバニア首相、コルチョク・スロバキア外相、リンデ・スウェーデン外相と電話で会談し、ベラルーシ情勢について議論した。チャプトヴィチ外相は、OSCEのベラルーシ危機の解決に向けたイニシアティブ支持を表明した。また、同外相は、国際社会は、ベラルーシ当局による武力行使と抑圧の終了及び全ての拘束者の解放を含む緊張緩和のために、可能なあらゆる手段を取らなければならないと強調した。さらに、同外相は、現状の危機の解決はベラルーシの国内問題であるが、そのためにはOSCEの組織的な援助を利用する価値があると強調した。また、4者は、OSCEがベラルーシ当局と市民社会の対話を促進するための必要な手段と権限を有しているとし、OSCEによる最も効果的な支援について検討することが急務であるとの認識で一致した。

治 安 等

国境警備隊が違法入国者を逮捕【12日、15日】

12日、国境警備隊はリトアニアとの国境付近に位置するブジスコでチェチェン国籍のロシア市民6名がポーランドへの入国に必要な書類を所持していないとして逮捕し、規則に則りリトアニア側に引き渡した。

15日、ウクライナ国境付近に位置するフレベンネにおいて、偽造書類を使用して国境を通過しようとしたウクライナ人4名を逮捕した。

ヘリコプターがビスワ川に墜落【13日】

13日、ヘリコプター1機がワルシャワ中心部から北西約35キロに位置するチョスヌフ付近のビスワ川に墜落した。警察と消防が現場に急行し、搭乗者であった男女それぞれ1名ずつを救出、病院に搬送した。両者は重傷を負ったものの、命に別状はなかった。

ドゥダ大統領がTikTokの利用を停止【17日】

当地ポータルサイトTELEPOLIS. PLは、ドゥダ大統領が公式アナウンスなくTikTokの利用を停止したと報じた。これまでTikTokの利用には様々な問題があると指摘されており、最近、米国やインドでは利用が禁止されたが、今までのところポーランドでは禁止されていない。大統領の発信も親しまれ、数百万回再生されていたところ、大統領のTikTok利用停止について、同サイトは、大統領や大統領府職員による中国製アプリの使用に反対する公安庁(ABW)が作成した報告書が関係していると指摘した。

警察がランサムウェア型サイバー攻撃について注意喚起【19日】

国家警察本部は、同本部HPにおいて、ランサムウェア型(身代金要求型ウイルス)サイバー攻撃の事例を紹介し注意喚起を行った。同HPでは、攻撃者が企業サーバーにロックをかけ、ロック解除の代わりにビットコインなどの暗号通貨を企業側に支払うよう要求するという事例を挙げた。同本部は、最も重要なことは未然防止であると指摘し、不審なメールや添付ファイルを開かないよう呼びかけた。また、こうしたメールは、ミスリードを誘いやすいよう領収書や請求書に似せてあるため、送り主の名前やアドレスを慎重に確認することを推奨した。

経 済**経済政策****中小企業向け支援の拡充【18日】**

ヤロシンスカ=イエディナク基金・地域政策大臣は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受けた中小企業に対する支援の一環として、資金流動性を確保するための国営政策投資銀行(BGK)を通じた融資に、EU基金から11億ズロチを追加で割り当てると発表した。その結果、中小企業向けの流動性支援融資枠は総額21億5,000万ズロチに拡大した。同大臣によると、企業への支援の提供は9月中旬頃を見込んでいるという。

付加価値税(VAT)法の改正案【18日】

財務省は付加価値税(VAT)法の改正案を発表した。「Slim (Simple Local and Modern) VAT」と呼ばれる同改正案は、2021年の施行を予定しており、VATの支払い及び免税手続を簡素化することなどが含まれている。同改正案は企業からの希望に応えるために財務省が提案したもので、大きな変更点として、請求書の簡素化、輸出手続の円滑化、外貨建て課税標準の計算方法の改訂などが検討されているという。また、旅行者向けの税還付手続の電子化も提案されている。

マクロ経済動向・統計**2020年第2四半期のGDP成長率【14日】**

中央統計局(GUS)の速報値によれば、2020年第2四半期のGDP成長率は対前年同期比8.2%減と統計開始以降の最低値となった。ただし、この数字は専門家の予想よりも良好であり、また、フィンランド及びエストニアに次いで他の欧州諸国より下落幅が小さく抑えられた。

7%減)、輸入1,048億ユーロ(対前年同期比11%減)で49億ユーロの貿易黒字となった。ポーランド商工会議所(KIG)は、2020年全期間の輸出の減少は対前年比5%未満となり、2021年には対前年比8%に回復すると予測した。ポーランドの主な輸出品目である家具や自動車等は、COVID-19対策の制限措置解除後の6月にV字型の回復を見せている。

7月の物価動向【14-17日】

中央統計局(GUS)によれば、7月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比3.0%増、対前月比0.2%減となった。対前月比では、食料や衣料品等の価格低下がCPI低下の主な寄与要因となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた7月のコア・インフレ率は対前年同月比4.3%増、対前月比0.2%増となった。

ポーランド雇用情勢【19日】

中央統計局(GUS)によれば、7月の平均月額賃金は5,381.65ズロチで対前年同月比3.8%増となった。また、同月の雇用は対前年同月比2.3%減となった。また、対前月比では平均月額賃金は1.8%増、常勤の雇用は1.1%増となった。専門家は、これらの数字について、市場の予想よりも良好であり、ポーランドがCOVID-19からの復興を遂げている証左であるとした。GUSによると、(学校が休校になったことによる)子どもの世話のための休業や病休等から従業員が復職したことや企業が雇用を再開したことなどが雇用情勢の改善に寄与したという。

2020年上半期の貿易収支【17日】

中央統計局(GUS)によれば、2020年上半期の貿易額は、輸出1,097億ユーロ(対前年同期比

ポーランド産業動向

5Gに係るT-Mobileの動向【13日】

通信会社T-Mobileのポーランド部門のマイヤーホーファーCEOは、同社は5Gインフラの供給業者リストからHuaweiを排除する決定はしていないと述べた。同CEOは、供給業者は多岐にわたるとし、Huaweiに加えて、Nokia、Ericsson、Ciscoを挙げた。同CEOはセキュリティに関する問題は重要であるが、もしいずれかの会社が排除された場合、競争が縮小され、価格の高騰につながるだろうと指摘した。なお、同CEOによれば、同社は今年第2四半期に営業利益と売上が増加しており、パンデミックは同社に深刻な影響を与えていないとしている。さらに今年の投資のレベルについて、2019年の決算近くに落ち着くと見込んでいる。

5Gに係るHuaweiの動向【14日】

Huaweiポーランドの戦略コミュニケーションディレクターは、当地インタビューに対し、ポーランドのモバイル通信インフラの60%は、同社の機器に依存しており、全ての機器を交換するには150億PLNの投資が必要になると述べた。さらに、5Gネットワークは既存の4Gインフラをアップグレードして使用することから、これらの費用を含めると数百億PLNに達すると指摘した。世界中の通信業者は、米国による5Gネット

ワーク開発からHuaweiを除外する提案に反対していると述べた。一方、ドイツやチェコは純粋な技術的な基準に基づきサプライヤーを評価することを明確にしている。

太陽光発電投資動向【17日】

アムステルダムに拠点を置くPhoton Energyは、ポーランドの太陽光発電市場への参入を計画していると発表した。同社は、ポーランドはヨーロッパで最も有望な太陽電池市場であり、PGE Energia Odnawialna（ポーランド最大の電力会社PGEの再生可能エネルギー部門）のCEOであるMaciej Gorski氏をポーランド市場担当のカントリーヘッドに任命したと述べた。

電気自動車関連動向【18日】

ポーランドの製薬会社POLFARMEXは、政府のEモビリティ計画とは無関係に、ポーランド自動車メーカーFSOが当地中央部クトノに建設する電気自動車工場の主要な投資者になることを計画している。なお、FSOでは、新型電気自動車のポーランド市場導入に向けて準備を進めており、現在試作車をテスト中である。将来、最初のシリーズとして時速140km、航続距離200kmを目指している。

エネルギー・環境

電力消費関連動向【14日】

国営送電会社PSEIによれば、2020年7月のポーランドの電力消費は、前年比で2.9%減少（6月は対前年比で7%減少、4月は約10%減少）している。さらに1月～7月に関しては、電力消費に関して、前年比で4.85%減少したとしている。7月の発電電力は、前年比5.95%減少しているとともに、同月の電力輸入に関しては、前年比で36%増となったとしている。

ポーランド電気事業協会(PKEE)の洋上風力に関する見解【18日】

ポーランド電気事業協会(PKEE)は、欧州洋力戦略を評価し、同戦略に基づく洋上風力発電所の幅広い実施を促進すべきであるとの立場を表明した。他方、これを実現するためには、「送配電インフ

ラの拡大に相当な投資」と「送配電ネットワーク拡大のためのフレームワーク」が必要と述べた。また、洋上風力エネルギー技術への投資が欧州多年度財政枠組(MFF)等の対象になる必要があると付け加えた。

ポーランド経済研究所(PIE)によるポーランド気候中立の見通し【19日】

ポーランド経済研究所(PIE)は「脱炭素化の時期」に関するレポートを発表した。同レポートにおいて、ポーランドは早ければ2056年、悲観的なシナリオでは2067年に気候中立が達成できると推定している。エネルギーの移行は、まず気候条件に左右されない原子力とガスをベースとし、長期的には徐々に化石燃料を洋上風力と低排出な水素に置き換えるべきだと評価した。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ド

ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われなかった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

学校、大学の授業は停止されており、幼稚園、保育園の活動にも制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、商店等では、人と人の間に1.5メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場では、屋外かつ1.5メートルの距離を

確保できる場合を除き、マスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。一部の地域においては、屋外であってもマスク等を着用する義務が生じています。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センターの入館再開

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】「日本に恋して・スウプスク市の花見」【8月15日(土)～9月19日(土)】

スウプスクにて、スウプスク文化センター主催による『日本に恋して・スウプスク市の花見』が開催されます。日本映画の上映、日本文化と旅行に関する講演、様々なデモンストレーション(武道やお茶など)とワークショップ(料理や合気など)が予定されています。映画の上映以外、入場は無料です。

主催：スウプスク文化センター

場所：スウプスク市のスウプスク文化センター、スウプスク文化センターの劇場「Rondo」及び喫茶店「Herbaciarnia w Spichlerzu」など

詳細：<http://www.sok.slupsk.pl/index.php/pracownie/teatr-main/3831-zakochaj-sie-w-japonii-slupskie-hanami>

【予定】第3回日本のゲームフェスティバル【9月5日(土) 12:00～18:00】

ワルシャワ市にて、日本の大衆文化愛好家協会「アニマツリ」主催による『第3回日本のゲームフェスティバル』が開催されます。碁、麻雀、花札、剣玉などのワークショップが予定されています。

開催場所：ワルシャワ、Fabryczna 1/3

詳細：<https://www.facebook.com/events/2696075157293258/>

【予定】第17回ヴィエルコポルスカ地方国際柔道選手権【9月12日(土)～13日(日)】

ポズナン市にて、学生スポーツクラブ「ギムナズヨン」による『第17回ヴィエルコポルスカ地方国際柔道選手権』が開催されます。入場料は無料です。

主催：学生スポーツクラブ「ギムナズヨン」

開催場所：ポズナン市、ポズナン大学のスポーツホール(Hala sportowa UAM、ul. Zagajnikowa 9)

詳細：<http://www.wmtj.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)